

令和7年度 特別徴収関係書類つづり

目次

- 「よくある質問」・特別徴収事務・郵送用宛名について 1頁
- 異動届出書の記入例（退職3頁・一括徴収4頁・転勤5頁） 3頁
- 退職所得について 6頁
- eLTAX（エルタックス）のご案内 8頁

- ◎特別徴収事務に関する「よくある質問」は、
- ◎ご担当者様向けの「ハンドブック」は、

明石市 市民税 検索



【各種様式】

- 異動届出書★ 9頁
- 特別徴収切替申請書★ 10頁
- 所在地・名称変更届出書★ 11頁
- 退職手当等に係る市民税・県民税の特別徴収税額納入内訳書★ 12頁
- 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収税額納入申告書（個人事業主用）★ 13頁
- 特別徴収納入書の予備用紙★ 14～16頁
- 郵便局指定通知書 17頁

★印の様式は、明石市ホームページからダウンロード頂けます。
(<https://www.city.akashi.lg.jp/>)

ホーム > 申請書ダウンロード > 総務局 > 市民税課 明石市 申請書 検索

給与（経理）担当の方へのお願い

従業員の方の個人情報を保護する観点から、税額決定通知書（納税義務者用）について、圧着して内容を秘匿した状態で送付しています。

税額決定通知書（納税義務者用）は従業員3名分が1枚につながった状態となっています。配付の際は、1名分ずつ切り離し、圧着部分をはがさず従業員の方にお渡しください。

お問い合わせ

※この裏面及びHPの「よくある質問」をご参照ください。

〒673-8686 兵庫県明石市中崎1丁目5番1号

明石市役所（市町村コード 282031）

特別徴収の課税内容、納期の特例のご相談 市民税課 (078)918-5013
 納入書の書き方、過誤納金の還付・充当 税制課 (078)918-5072
 納期限までに納付できなかった場合 納税課 (078)918-5016

※連絡時は必ず指定番号をお知らせください。

特別徴収事務取扱いの要点

1. 特別徴収の方法と納入期限について

特別徴収税額は6月から翌年5月までの12回に分割していますので、給与の支払いをする際、毎月徴収して翌月の10日までに納入してください。

2. 同封書類について

- (1) 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）
特別徴収義務者において保管してください。
- (2) 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）
それぞれの納税義務者へ圧着部分をはがさずに交付してください。
- (3) 特別徴収納入書
「納入書不要」と届出された事業所へは送付していませんので、必要な場合はご連絡ください。14～16ページに納入書予備用紙3枚をとじ込んでいます。

3. 「異動届出書」に基づく「特別徴収税額の決定・変更通知書」の送付について

- (1) 年度当初（5月中旬）送付の通知書
4月中旬受付分までの異動届出書を処理しています。
- (2) 6月上旬送付の通知書
4月中旬から5月中旬受付分までの異動届出書を処理しています。
- (3) 7月以降の各月上旬送付の通知書
各前月末日受付分までの異動届出書を処理しています。

4. 納税義務者が退職や転勤した（在籍されていない方が含まれる）場合

9ページの「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。

5. 事業所の所在地や名称に変更があった場合

11ページの「特別徴収義務者所在地・名称変更届出書」を提出してください。
 年度当初（5月中旬）送付の通知書については、4月中旬受付分までの変更届出書を処理しています。

6. 普通徴収の納税義務者が新たに特別徴収を希望した場合

10ページの「特別徴収切替申請書」を提出してください。

7. 退職手当等の支給により特別徴収税額が生じた場合

納入書裏面の「納入申告書」に必要事項をご記入いただくとともに、12ページの「退職手当等に係る市民税・県民税特別徴収税額納入内訳書」を提出してください。

8. 取りまとめ指定金融機関について

明石市の取りまとめ指定金融機関は三井住友銀行明石支店です。